

仕 様 書		
ボイラー整備清掃	仕 様 書 番 号	
	2 1	
	作 成	令和 8 年 4 月 8 日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 名	弘前駐屯地業務隊管理科 営繕主任 佐藤技官 内線 (5 2 9)

- 1 履行場所 : 弘前市大字原ヶ平字山中 1 8 - 1 1 7 陸上自衛隊弘前駐屯地
- 2 適用範囲 : 本仕様書は、陸上自衛隊弘前駐屯地で行う「ボイラー整備清掃」に適用する。
- 3 納 期 : 令和 8 年 9 月 3 0 日
- 4 役務概要
ボイラー及び圧力容器安全規則第 3 8 条及び第 4 0 条に基づく性能検査受検準備整備清掃、性能検査立会及び性能検査後の組立復旧。更に、組立復旧後水圧試験及び燃焼試験を実施するものとする。
- 5 性能検査日 : 1 回目 令和 8 年 6 月 1 0 日 (水) : 1 号・3 号缶
2 回目 令和 8 年 9 月 1 5 日 (火) : 2 号缶
- 6 適用仕様書
本仕様書によるほか、記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和 5 年版建築保全業務共通仕様書 (以下「共通仕様書」という。) によるものとする。
- 7 一般事項
 - (1) 装置の機能保持上当然必要な技術上の処理は行うものとし、疑義が生じた場合は監督官と協議によるものとする。
 - (2) 軽微な変更については、金額の増減を行わない。
 - (3) 整備清掃の際、不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官へ報告し、協議すること。整備清掃の範囲を越える修理等の措置が必要な場合は、別途とする。
 - (4) 請負者は、事前に監督官と協議し、承認を受けた後、着手するものとする。
 - (5) 請負業者は、入門を必要とするすべてのものに対し、部内規定に基づき手続きを行うよう指示すること。
 - (6) 工程ごと主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し写真帳に整理し、提出するものとする。
 - (7) 請負業者は、やむを得ず 1 7 時以降に作業が及ぶ場合は、事前に監督官の了解を受けて実施するものとする。
 - (8) 災害予防については、関係法令等に基づき十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにし、突発事故が発生した場合は、速やかに監督官及び関係部署に報告し、事後の措置を行うこと。なお、災害事故については全て請負業者の責任とし、部隊側としての賠償は一切行わない。
 - (9) 既存施設を破損させた場合は、監督官へ直ちに報告し、その指示に従い速やかに請負者の負担により復旧を行うこと。
 - (10) 電力及び水を使用する場合は、監督官の指示に従い必要書類を提出のうえ、請負業者においてメーター取付・配管を実施し、監督官の確認を得た後、使用するものとする。
- 8 対象機器
 - (1) 形 式 : タクマ R E - 3 0 F II
※付属する給水ポンプ、オイルポンプを含む。
 - (2) 基 数 : 3 基 (1 号缶・2 号缶・3 号缶)

9 性能点検・整備清掃内容

ボイラー及び付属する給水ポンプ、オイルポンプの性能点検項目・内容は、共通仕様書によるほか、下記に示す内容を含むものとする。

(1) 缶胴内部

- ア 燃焼室清掃
- イ レンガ隙間埋め
- ウ レンガ耐火モルタル
- エ レンガ補修（耐火補修材含む）

(2) 缶胴外部

- ア 缶胴部清掃
- イ 付属品分解整備（給水管・ブロー管・沸水防止管）
- ウ 前板清掃（パッキン交換含む）
- エ 後板清掃
- オ 煙管・ステー管内部清掃
- カ バーナー内外部清掃
- キ 水中管内部清掃（電極棒含む）

(3) 付属機器

- ア 安全弁分解整備（弁座摺り合わせ・吹き出しテスト・記録表提出含む）
- イ 給水系統配管分解整備（ストレーナー含む）
- ウ 吹出弁分解整備（パッキン交換含む）
- エ 煙道、押込ファン清掃
- オ 主蒸気弁及び逆止弁分解清掃（弁座摺り合わせ含む）
- カ 主蒸気弁グランドパッキン交換
- キ 薬液装置清掃（薬液タンク含む）
- ク 低水位フロートスイッチ及び系統配管清掃（パッキン交換含む）
- ケ 圧力スイッチ、圧力コントロールスイッチ系統配管清掃
- コ 水面計分解整備（各パッキン・バルブ交換含む）
- サ 圧力計系統配管清掃

(4) 組立復旧

- ア 水圧テスト
- イ 検査・組立・試運転
- ウ 組立の1週間後を目途に、各部の増し締めを行う。
- エ 組立には別表第1及び別表第2に示す新規材料を使用し、官給品支給材を除き本役務に含むものとする。

10 整備清掃要領

- (1) ボイラーの煙管及び燃焼室の外部清掃は、チューブクリーナー等電動工具で全面にわたるばい煙等の付着物を除去し、念入りに清掃する。
- (2) ボイラーの胴、鉄板、煙管、燃焼室等の内部整備清掃は底部まで行う。また、内部装着部品を取り外し、電動クリーナー等でスケール、鉄錆、その他付着物を除去し、特にチューブエンドを念入り入りに清掃する。
- (3) ピッチング等発錆があるときは、たたき出しを完全に行う。
- (4) 取替部品・材料は請負者の負担とし別表第1及び別表第2のとおりとする。材料仕様は、同等以上またはメーカー推奨品とする。別表第1及び別表第2以外の部品等で、分解整備に伴い老朽・汚損等で取替が必要な場合については監督官へ速やかに報告し、その指示に従うこと。
- (5) 整備清掃で発生した産業廃棄物は、部隊に引き渡すものとする。

11 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人等指名通知書
- (3) 工程表
- (4) 材料検査請求書
- (5) 出荷証明書
- (6) 役務日誌
- (7) 写真帳(A4、施工前・中・後)

- (8) 完了届
- (9) その他官側が指示するもの。

1 2 検査等

実施状況・復旧後の運転状況及び点検結果書類等提出確認をもって検査とする。